

第二十二回
国会

参議院文教委員會會議録第二十三号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)午前
十時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 木村 守江君
吉田 萬次君
竹下 豊次君
荒木 正三郎君

委員

雨森 常夫君
大谷 繁潤君
川口 爲之助君
佐藤 清一郎君
堀 末治君
加賀山 之雄君
高橋 道男君
安部 キミ子君
高田 なほ子君
矢嶋 三義君
山田 節男君
松原 一彦君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 房 總務課長 田中 彰君
文部省大学 學術局長 稻田 清助君
文部省管理局 長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○女子教育職員の前産後の休暇中に

○女子教育職員の前産後の休暇中に
おける学校教育の正常な実施の確保
に関する法律案(高田なほ子君外六
名発議)

○女子教育職員の前産後の休暇中に
おける公立学校の義務教育の正常な
実施の確保に関する法律案(木村守
江君外五名発議)

○危険校舎改築促進臨時措置法の一部
を改正する法律案(内閣送付、予備
審査)

○女子教育職員の前産後の休暇中に
おける学校教育の正常な実施の確保
に関する法律案(木村守江君外六名
発議)

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を開きます。昨日の委員長
及び理事打合会の懇談によつて到達し
ました産休二法案の取扱いに関する現
状を御報告申し上げたいと思います。

懇談の結果、産休二法案につきまし
ては、木村案を骨子として、適用範囲
においては公立高等学校、進達学校並
びに国立の付属学校を加えるというこ
と、本法通過による施行期日を昭和三十
一年四月一日とすること、この二件
は大体において各党各派の御了承を得
る段階まで到達した次第であります。

さらに第四条の規定に關しまして、
臨時的な教育職員の任命に関する事項
につきましては、これを木村案の通り
にするという意見と、同法の第四ベ
ー

ジの第四条の最後の行を正常な実施を
はかるためとか、あるいは正常な実施
を確保するためとかいう工合に文字を

改めるということに關して、完全に各
党各派の意見は一致を見ておりませ
ん。特に木村案として出ております
原案を強く支持せられます自由党の
委員の方々と、またこれを今申しまし
たように正常な実施をはかるためある
いは正常な実施の確保のためという工
合にこれを改めるといふことを強く主
張する社会党左派の委員の方々と、間
に、いろいろと互いにお話し合いがあ
つたのでありますが、最終的な段階ま
では結論として達しておらない次第で
あります。従いましてこの点に關しま
しては、この社会党左派の委員の方々
の主張せられるがごとき考え方をまた
一つといたしまして、更に第五ページ
の第一行の下の方にあります「困難
となると認められる」といふのを認む
るといふ文字に要するといふことの竹
下委員からの御注意等があり、これら
を総合いたしまして、一応新しく今の
考え方を入れた法案を法制局において
用意するといふことに大体意見の一致
を見出したわけでありまして、その間
になお自由党と社会党との間には、一
般点を提出するに努むるというこ
とになつておる次第であります。それ
がかりに各党各派の意見が一致する
といふ最終段階に到達したならば、現
在提出されております二法案をその
提出者並びに各党の方々の同意をもつて
取り下げて、そうしてできるならば一
本の案として出すのがよからう、大体
そういう話し合ひまでいたつた次第であ
ります。従いまして本日の委員会の議

案においては、午後においてこれらの産
休法案についてあらためてまた委員の
皆さん方の御審議を願うということに
なる次第でございます。従いまして、
本日の午前においては、この前に本委
員会に予備審査として付託せられてお
ります二法案、すなわち危険校舎改
築促進臨時措置法の一部を改正する法
律案並びに公立小学校不平常授業解消
促進臨時措置法案、これを議題としよ
う。その理由は、この二法案は見直し
をいたしました、今週中あるいは来
週早々衆議院を通過して本院に本付託
になるだろう、こういう考え方からで
あります。なお時間がありますならば
ば、給食会法案についても審議を進め
たい。大体こういうような了解を昨日
の委員長並びに理事打合会をいたした
次第でありますから、右御報告申し上げ
ます。

それではこれより危険校舎改築促進
臨時措置法の一部を改正する法律案を
議題といたしたいと思ひますが、御
異議ございませんか。

○委員長(笹森順造君) それでは、本
案に対する御質疑のある方は、順次御
発言を願います。

○大谷豊潤君 危険校舎というものは、
大体修理をせなければならぬという要
請を受けておられる数はどれほどあり
ますか、全国で。

○政府委員(小林行雄君) 御承知の通
り、危険校舎の改築につきまして国が
補助の制度を作りましたのは、二十八

年からでございます。当時二十八年
度の初めにおきまして文部省が一応調
査をいたしました當時におきまして
は、小、中学校を合せまして大体百六
十五万坪という数字が出ておつたので
ございます。なお当時高等学校につき
ましては、大体十八万坪という数字が
出ておつたのでございますが、しかし
この二十八年度当初の調査は、府県知
事のもとにおきます建築主事の認定と
いうようなことでございまして、きわ
めて実はラフな調査であつたのでござ
います。一応現在まで義務制におきま
して百六十五万坪というものを予算積
算の基礎といたしまして、今日まで二
十八年、二十九年というふうな危険校
舎の改築をし、国としては補助を行な
つて参つたのでございまして、二十八
年に基礎法となりまして危険校舎改築促進
臨時措置法という法律がございまして、
国の補助は法律上小学校並びに中学校
の校舎で危険な状態にあるものという
ことになつておりますが、その危険な
状態というのを法令上はつきりさせま
して、その危険校舎の危険度の判定基
準というものを作る、構造上自重ある
いは圧力に対する耐力というふうなも
のを基準として判定基準を作るといふ
ことで、文部省といたしましては耐力
度調査というものをやつておるのでご
ざいます。この耐力度調査に基きま
す、大体現在私どものほうで府県から
耐力度調査に基いて出された結果によ
りますと、その耐力度調査の調査表は
点数によつて表わされる、そうして点

数の低いものが危険度が高い、そういうことになっておるのでございますが、最も安全なものが一万点、それから危険なるものはゼロというような方式でございまして、一応全体の校舎を対象として調査いたしたのでございますが、一応五千点というところを標準にして、五千点以下のものは危険だというふうに見て調査をいたしました結果は、大體義務制の学校におきまして御承知のように小学校には〇・九坪、中学校には一・〇八坪という基準がございまして、その基準の中のものでも五千点以下のものというものをとりましますと、大體現在残っておりますものが百二十万坪程度、もつとも五千点というものを標準にいたしましたのでございまして、これを四千五百点というところにとりますれば、大體百万坪という程度になると思ひますが、この五千点にするか四千五百点にするかということにつきましては今後さらにまだ検討しなければなりませんけれども、五千点にいたしました場合には大體百二十万坪程度、四千五百点にいたしました場合には大體百万坪程度という数字になっております。高等学校につきましては、五千点にしますと約三十万坪程度、こういうような調査の数字になっておるのでございます。

○大谷豊潤君 その検査の方法ですが、文部省直轄でやられるのですか、どこか建設省とかどこかへ依頼されるのですか、どういう機構になっておりますか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、公立学校の調査関係につきましては、府県教育委員会に施設を担当

する部課がございまして、そこに専門の技師がおりまして、そういう方に依頼をいたしまして危険度の調査をやる、それで文部省にいたしましては、出て来たものにつきまして随時出かけて参りまして、この府県から出されました調査の表が果して適正であるかどうか、そういうようなものを、これはすべてにわたつて行くことはできませんけれども、相当数のものにつきまして適否を調査しておるといのが実情でございます。

危険校舎というものはどういうのを危険校舎というのかということに対して、ただいまの局長の御答弁によりましますと、教育委員会におけるところの技師の認定によるということであります。これは何といひますか認定の程度といひますか、非常にそこに差異が生じてくる。それに対して一定の方式に従つて、そして基準によつて指示するといふところの立場にある文部省としては、何を根拠にその定義を作られるか、認定をせられるかということについて伺ひたい。

○大谷豊潤君 それが決定されてから補助金が出るまでどれくらいの期間で出ますのですか。

○政府委員(小林行雄君) この危険度の調査、耐力度調査は、昨年からは行なつておりまして、この補助金の配分に使われるのは、実は本年度が初めてでございます。本年度は予算の成立が例年に比べておくれましましたので、まだ全部の配分は行われておりません。しかし、ある部分につきましては内輪の数字のワタを府県にお示してありますので、八月の中頃ぐらいには、この危険校舎の補助金のみならずそれ以外のものについても大體お示しすることができるといふやうなものと、こういうふうになっております。

○大谷豊潤君 ちよつと要望しておきますが、危険校舎なんですから、子供たちに、もしけがとかそういういろいろの故障が起つては大へんだと思ひますので、こういう補助金等はできるだけ早く私支出していただくようなことにしたいと思ひますが、どうぞ……。

○吉田萬次君 危険校舎の定義といひますか危険校舎の認定といひますか、

○吉田萬次君 危険校舎の認定といひますか、

ずかしいものでありまして、程度によつてとおっしゃいますけれども、たとえて申しますと、木は新しくても、戦争直後において建つたブラックのもののほうはきつめてこれは弱いものがあるし、また相当年限がたつておつても、基礎がしつかりしておつて、うして耐え得るものもあります。その基礎がしつかりしておるといふものにおいての年数というものは、きつめてこれは必ずずかしいものでありまして、たとえて申しますと、大體五十年を限度とするといふやうなことをいっておりますと、私の方にもその例がありましたけれども、五十年という年限に対して、はつきりその認定はできません。しかしながらその認定の中に、たとえて申しますと、それは三十年前に移築して、移築した以前に二十年あるといふその証拠といふものは何ものもないといふやうなものがありました場合に、そうして五十年を主張しても、当時の村長もおらなければ書類もないといふやうなことに對する、これは一種のインキの申請でありましても、これによつてもやらなければならぬといふやうなことになるにつれて相当そこに矛盾が生じてきておる。根拠といふものが相

うものに、ただいまの理論的の基準といふものによつて、そうあればそれで差しつかえないとも考えますけれども、これもやはり人の認定であります。従つてこれの理論的な基準についてさらに十分な御研究を願ひたいと思ひます。

それからも一つ、今日鉄筋コンクリートの建物が非常に安くなつて参りました。従つて都市におけるところの、ことに防火地区であるとか、あるいは人家の稠密した所であるとか、場所が狭いといふやうな所になりますと、鉄筋コンクリートの建物を建てたくなりまして、今日、余裕があるならば、鉄筋コンクリートで建てようといふ非常に地方にその声が高くなつております。ところが鉄筋コンクリートで建てるということと、木造の建築をするということに対しては相当私はまだ開きがあると思ひます。従つてこれを建てさせるという場合においても、文部省としては大藏省にどういふ要求しておられるか、鉄筋コンクリートの建物を去年の例で建てるという要求をしておられるか。木造家屋といふものをどの比率においてそうして建てようといふ方針をとつておられるか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 最初の御質問でございまして、この危険校舎の危険度の認定ということにつきましては、単にこの耐力度調査表によりましますと、単に経過年数といふやうなことも、これは一つのファクターにはなりますけれども、それは耐力度調査表上ではきつめて小さい一つの要素になつておりまして、まあ大きなファクターから申しま

すと、構造上の耐力、それから保存力あるいは風圧、その他の外的な条件というふうなものを大きくかみ合わせ、たとえば構造上の条件にいたしましても、土台がどういふふうな状況になつてゐるか、基礎の構造がどういふふうになつてゐるかというふうなことが、全部点数に換算するといふふうなことにいたしてあります。それから保存の度合いにいたしましても、経過年数もありませんけれども、それ以外に、たとえば、年数は比較的若いような建物にいたしましても、外壁がどの程度腐朽しているか、土台がどの程度腐朽しているか、柱がどういふふうになつてゐるかというふうなことをこまごまと調べることにいたしてあります。また、柱が垂直であるか傾斜の度合いがどうなつてゐるかというふうなことも、みなすべて点数に換算するといふような方法をとつてありますので、従つて経過年数といふものは、これはもちろん耐力調査の上に出て参りますけれども、それほど大きな突は要素にはなつておられない実情でございます。従つて戦後にできましたものであります。材料なり、あるいは建築のやり方が当時それほど堅固にできなかったというふうな事情もございまして、そういったものも危険度の調査をいたしました結果、非常に危険であるというものについては、もちろん補助することになるわけでございます。

それから鉄筋コンクリートの建築についてのお尋ねでございますが、御承知のように、鉄筋コンクリートは、学校の校舎といたしましてはやはり木造よりは私ども効率が低いといふふうな

考えております。ただ、現在では、御承知のように、鉄筋コンクリートの枠がそれほど大きくありませんので、こういった鉄筋コンクリートの御要望は非常に多いのでありますけれども、主として、たとえば防火地区であるとかあるいは災害が比較的多い地帯であるとか、また、学校の校舎を建てるにつきましたも、校地がそれほど大きくないといふような、校地が狭いといふものに限つて配分されていくといふことになる。これは枠が狭いのであります。従つて、文部省といたしましては、できるだけこの鉄筋コンクリートと木造の比率のうちで、鉄筋コンクリートの部分を上げて参りたいといふふうな考えております。本年度の、先般成立いたしました予算では、大体予算の五％が鉄筋コンクリートといふことになつておりますが、文部省といたしましては、この予算を大蔵省と折衝いたしまして、大抵少くとも二〇％はやつてもらいたいといふことで実は交渉をいたしましたのでございます。来年度はできれば二〇％をこえて二五％程度の鉄筋コンクリートの比率を要求したい、こゝういふふうな考えておるのでございます。

○吉田萬次君 今度高等学校まで包含したところの案が提出せられました。高等学校では一そう鉄筋コンクリートの建物を要求しております。また飛行場の基地のある近所においての建物は、建てるに得ないだらうといふふうなことは、ただ単に防音装置そのものだけではなくして、いろいろな条件によつて当然しなければならぬといふことに對して、私はこの鉄筋コンクリートの建

物の比率といふものを一五％、二〇％といふことも、それは予算の關係でやむを得ないこともあるでしょうけれども、しかし地域的にはやはり私はこの問題は重要な問題であるといふときに當つての、その飛行場の基地などのあるところの方面においての要求といふものは、勘案せられるでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 従来鉄筋コンクリートを配分いたします際には、先ほどお答えの中に申しましたように、防火地域あるいは準防火地域あるいは災害の比較的多い地域といふようなものに一応配分の重点を置いたわけでございますが、もちろんただいまお尋ねのように、基地の附近にある学校の校舎といふことで防音対策上も必要であるといふことになりますれば、そういったものも十分考へて配分することにしたしたいと思います。

○吉田萬次君 ことに基地におきましては突に氣の毒な状態でありまして、基地における子供といふものはいかに音響のあまりに高過ぎる、ことに滑走路の距離の短いものにつきました。よけい騒音を立てるといふような關係から、あなたの方の想像以上に氣の毒な点があるといふことを、私は小牧の飛行場において、はっきり認識しております。かようなことから申請の県に對しまして、それに対する適當な方法を講じていただきたいといふようなことがありました場合には、これは、これは単に一つの県の問題でなくして、国家の問題であるといふ点から考へて、文部省もこれに對して同情し、そしてこれに對する考慮するところの適當な処

置といふものが講じていただけでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 基地附近の危険校舎の改築といふようなことでありますれば、ほかの条件よりはこのコンクリートの要望度といふものは一そう強いものがあると思ひます。従つてこの防火地域あるいは災害地域と同様にこれは必須であるといふことになるかどうかは別といたしましても、御熱意あるいは要望度といふようなものも十分考へまして、基地附近の危険校舎の改築の場合に、コンクリート建をできるだけ考慮したい、こゝういふふうな考へております。

○吉田萬次君 今熱意といふことを言われましたが、熱意と要望といふことを言われましたが、熱意といふものはどういふふうな解釈していいか、これは適當に解釈していいものか、あるいはそこに何かあります。まあその程度は熱意といふものの解釈ですね、これは非常にむづかしい問題だ。要望はこれは當然です。熱意といふものの解釈が私としては十分にわかりませんが、ただいま大體想像いたしまして、まあ、やめておきますけれども、要するに今日の学校の建設といふものについては相當重要視して参りました。そしてどうだといふと、日本の經濟の基礎といふものもやや安定した程度と認めます。従つて文教に對する觀念といふものは私は相當高まつてきておる。従つて要望せられるところの建築校舎といふものには、私は相當な希望を持っております。従つて將來におけるところの校舎といふものは、耐震鉄筋コンクリートの要望が私は相當進

んでくると思ひます。従つてこの方面に對して十分な留意をせられまして、今の一五％、二〇％にしたいといふような觀念を捨てて、そしてある程度までそれに対して要望にこたえられるようにしていただきたいといふことを熱望して、私は質問を打ち切ります。

○雨森常夫君 ちよつとお伺ひいたしますが、先ほど御説明で、危険校舎といふのが点数で鑑定した場合に、義務教育の方が百二十万坪、高校の方が三十万坪程度といふお話になりましたが、本年度の二十億の予算で大体何年ぐらゐ解消するのにかかるとのすか。

○政府委員(小林行雄君) 本年度のこの危険校舎改築の予算でございますが、大抵二億一千八百万といふ数字になつております。で、そのうち義務制の方が二億一千八百万、それから高等学校分が一億五千万といふ内訳になつております。これでこの数字で参りますと、大體義務制の方では大抵百万坪の五分の一程度ですから、この数字がそのままにいたしていけば五十年程度で一応まあ完了する。それから高等学校の分につきましては、まだはつきりした耐力調査の結果の数字がきわめて精密にできておりませんので、年次計画的に一応参りませんが、義務制の分については大抵五十年といふふうな推測をいたしております。なお御存じのように、危険校舎の危険度といふものは年々進行するといふようなことも考へられますので、一応五年の推測が多少延びるというふうなことも考へられるわけでございます。

○雨森常夫君 文部省では今回高校を中に入られますといふと、毎年義務制の方と高校の方とを、予算の配分の

ときにどういふふうに考えてどちらにウェートを置くというようなかお考えがあるのですか。

○政府委員(小林行雄君) この高等学校の危険校舎にいたしまして、大休の危険校舎になつてきた理由というものが義務制の場合と実は変らない事由でございまして、戦争中あるいは戦後のいろいろな資材の統制あるいは資金統制というようなことから改築が行われにくかつたというようなこと、あるいは地方財政の貧困というようなことも大休小中学校と高等学校とは差がないというように考えます。しかし高等学校に比べて、小中学校は何と申しましても義務制でございまして、やはり文部省としては、この義務制の方が優先すべきものと実は考えております。ただこの本年度小中学校と高等学校の場合を比較検討いたしますと、この義務制の方は御承知のように、二十八年から改築を実施いたしまして、本年度は大休三年目でございまして、高等学校は本年度が初年度でございまして、この危険度のひとごとというやうなものを考慮いたしますと、高等学校の方に危険度のひとごとがあり得るのじやなからうかというとも考えて、場合によつては、この危険度という点から多少これは両者を彼此対照しなければならぬけれども、義務制の方から高等学校に多少予算を回すというやうなことも考えなければならぬ場合も起るのじやなからうかと思ひますけれども、原則といたしましては、やはり義務制を将来も重点にして、高等学校よりは義務制の方の危険校舎の改築ということに今後重点を置いていきたいというふうに考えております。

ます。

○雨森常夫君 私はこの義務制と高校の場合とは一方は義務制であるから当然国としては重く見るべきがこれは当り前のことでありますけれども、これは国としては補助率が違つておるの、その点で相当考えられるだろうと思ふ。ただ危険校舎ということになれば義務教育も高校もその中に入つておる生徒は同じ国民であるというのであるから、危険なものをはつておけないということについては両者同じじやないか。今のお話を承りますと、義務制の方はまあだんだんふえては参りますけれども五年で解消する。一方の方は十五、六年かかるというやうなことではちよつとアンバランスじやないかと考えたので今御質問申し上げたわけなんです。もう一度私の考へが間違つておりまじやうか。前段に申し上げたことが考へ方が間違つておりまじやうか。

○政府委員(小林行雄君) この危険校舎の改築は、義務制につきましても、また高等学校につきましてもできるだけ早く解消しなければならぬということは申すまでもないことでございまして。ただ高等学校がこの補助の対象になります結果、そのために義務教育の小学校の改築が阻害されるというやうなことになつてはこれはいけないと思ひますので、高等学校の方のワケももちろん力を入れてふやしていかなければならぬと思ひますが、しかしそのために義務制の方がある程度障害を受けるといふことのないやうに両者ともこの改築を促進していきたい。まあ危険という点から言へばどちらも同じじやないかというお尋ねでございまして

が、私どもといたしましては、やはり義務教育の方に、もちろん高等学校をないがしろにするわけじやございませぬけれども、義務教育の方をできるならばこれは非常に全国的に坪数も多うございまして、要望もありますので、そういう面にできるだけの力を注ぎ込んでいきたいというふうに考えております。

○吉田萬次君 先ほどお尋ねいたして忘れましたが、鉄筋コンクリートの建物に對する単価の問題であります。現在文部省としてはどれだけの、単価一坪当り幾らと考へておりますか。

○政府委員(小林行雄君) 予算上の坪当り単価はコンクリートの場合五万五千円でございまして。

○吉田萬次君 伝へ聞くところによりますと、同じ鉄筋コンクリートの建物であつても文部省の建物というものとほかの省の建物というものとに間にはどうも違いがある。たとえて言うると、亀裂なども起きやすいというやうなふうのことであつて文部省の指示せられておる、また監督せられておるといいますか、建物は一般建築物より多少手が抜けておられるしなからうかというところをよく巷間聞くとあります。

これは地方の方でも相当な値上りを要求しておりますが、これは一定のものと、要えておられるようなことはなからうと思ひますけれども、それに対して逐次年度において値上りその他を勘案して坪に對する金額というものの高低をはかつておいでになりますかどううか。

○政府委員(小林行雄君) この建築の単価の問題でございまして、この公共

事業的な事業の単価につきましては、建設省が中心になりまして、関係各省が寄り集まりましていろいろ協議をして、大休の線を出していくということに従来いたしております。もちろん建物の種類によりまして違つてくるわけでございますが、文部省の五万五千円のコンクリートの場合でございますが、五万五千円がよその省に比較して特別に低いということは私は一応ないと思つております。従つてこの文部省でやるコンクリートの工事については、何といひますか、破損が起りやすいというやうなお尋ねでございしますが、それは工事の場合のいろいろ監督面、指導面というやうなこともなつてくると思ひます。それでできるだけ手抜き工事を行われぬやうに、文部省も府県の施設を担当しておる人々に注意をいたしておるのでございまして、特にこの文部省関係の鉄筋コンクリートの工事の単価の五万五千円がほかの省に比べて安いというやうなことは一応ないものと思つております。

○吉田萬次君 この鉄筋コンクリートの建物というものは、将来学校としてわれわれのまた子弟として非常に注意を払つてこの建物に對するすべての問題を解決しなければならぬと思つておるやうな状態であります。従つて私はどうも文部省の仕事というものがほかの省に比べて人がいいというわけじやございませぬけれども、その点が十分注意が行き届いておらぬといひまじやうか、地方の建物におきましても見劣りがするやうに一般の感じを受けております。従つてさうな点は私は堅牢第一でなければならぬによつて、体裁の云々ということは申しませぬけれど

も、少くとも良心的な建物を建ててもらいたいと思ひます。十分な御考慮を払つていただきたいと希望を述べておきます。

○竹下豊次君 ちよつとお伺ひいたします。小中学校の危険校舎の改築に着手されました最初の年度はいつからでございましてか。

○政府委員(小林行雄君) 昭和二十八年でございまして。

○竹下豊次君 その当時の改築を要する危険校舎の坪数は何万坪ということになつておりますか。

○政府委員(小林行雄君) その当時の調査をいたしました結果が、小中学校に關して百六十五万坪。

○竹下豊次君 そうすると、現在改築を要するものが約百三十万坪、そんなお話でございましたね。百二十万坪ですか。

○政府委員(小林行雄君) 昭和二十八年に調査いたしましたときの数字が大休百六十五万坪でございまして、二十八年に補助金を交付しまして実施いたしました坪数が大休二十二万坪、それから二十八年が十八万坪というやうなことになつております。これは御承知のように、この百六十五万坪という数字を基礎にいたしまして、その後の実施の状況を申し上げたのでございまして、しかしこの百六十五万坪は先ほど来いろいろ御説明申し上げておりますやうに、その法律に従つて耐力調査によつて出てきた数字では実はございませぬので、法律以前にこの危険校舎の改築に国庫補助を出すということのためにその事前に調査をいたした数字でございまして、その後昨年からこの耐力調査をいたしました結果が、先

ほど申しましたように、大体百二十万坪程度のものである、こういうふうにし上げておるのでございます。

○竹下豊次君 そうしますと、あと百二十万坪現在残っておるということになりまして、二十八年度、二十九年度の改築の前後から推していくと、という、とてもまだ長いかかるという計算になるのですか。五カ年計画というお話ですけれども、それで改築ができる計算になるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申しましたように、この耐力度調査に基づきまして、五千点以上を危険校舎にするか、あるいは四千五百点以上のものを危険校舎にするかというようによりまして、その坪数というものが變つて参るわけでございます。五千点以上ものを危険校舎と一応認めます場合に百二十四万坪程度、それから四千五百点というものを限界にいたしましたのでそれ以上のものを危険校舎にするという考えで参りますと、大体百万坪程度ということになるわけでございまして、先ほど五カ年間ということを申しましたのは、大体この四千五百点以上ものを計算いたしました場合にこれが百万坪でございますので、本年度昭和三十年度に二十万坪実施するというところで、この調子で参りますと大体五カ年間で行くのではなからうか、ただし危険度の進行ということもございまして、これが多少のびることは考えておかなければならぬ、こういうふう

○政府委員(小林行雄君) 本年度から五カ年で大体いいのではなからうかというところでございまして。

○竹下豊次君 そうすると結局七カ年で昭和三十六年まででありまして、危険校舎はうんとふえていくと見なければならぬ、そうするとまた一そののびていくという計算になります、そういうことはまだ見込んでいないで、年々歳々これは危険校舎が増えていくわけですが、それはお見込みになつていないで、あと五カ年という計算になるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 普通の状態でありまして、そういつた、たとえば五千点に近いような校舎は年々危険度は進行して参るのでございます。まして風水害その他の災害でもありまして、危険度というものは普通の場合よりは相當早いスピードで進行するといふふうに考えられますので、従つて一五カ年を予定しても六年になり、七年になることも考えられるわけでございまして、先ほど五カ年程度と申しましたのは、一応そういう災害等を考えないで、机上で計算した数字でございまして。

○竹下豊次君 それから先ほどの御説明で吉田さんの御質疑に対する御答弁で、小中学校は義務教育であるので重点を置く、高等学校はあと廻しといつては悪いのですが、そういうことになつてしまふというお話でしたが、そうすると高等学校の方は大かたあと何年くらいかかつて現在の分が改築されるというお見込みですか。これははつきりしたお見込みがつきにくいと思うのですが、重点をどつちにどの程度置くかによつて違ふことが、大さっぱでい

いのですが。

○政府委員(小林行雄君) 義務制の方が一義的で高等学校は二義的という、それはどはつきりした考えはございせん。ただ高等学校の危険校舎の改築をやるために義務教育がそれだけ進行度がおくれるということのないように義務教育の方はできるだけ力を入れてやつていきたい、高等学校については、もちろん力を入れまして、そのワケは広げて参りたいと思つておりますけれども、そのために義務教育の方が阻害されることのないようにしたいということを実は考えております。

それから高等学校の方は今後何年間くらいかかるかというお尋ねでございますが、現在の予算では実は高等学校は大体一万坪程度の改築でございまして、まあこの数字のままでありますと二十年近くはかかるのでございまして、しかし、本年度は高等学校につきましては、実は最初の年でございまして、今頭だけを出したような形でございまして、今後は高等学校の分につきましても、このワケを広げて、できるだけ予算をとつて参りたいと考えております。

○竹下豊次君 先ほど御意見がございましたが、この危険という点についてはやはり重点を置いて考えてもらわなければならぬので、義務教育であるか否かということより危険であるか否かということに第一に考えてもらつて、高等学校の方もやはり小中学校におくれないように改築を進めていただかなければならぬと思ひますので、それだけを申し上げます。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど御意見がございましたが、この危険という点についてはやはり重点を置いて考えてもらわなければならぬので、義務教育であるか否かということより危険であるか否かということに第一に考えてもらつて、高等学校の方もやはり小中学校におくれないように改築を進めていただかなければならぬと思ひますので、それだけを申し上げます。

○政府委員(小林行雄君) そのコンクリートの配分の一応原則と申しますか、これは防火地帯あるいは災害の多発地帯あるいは校地が校舎の側にきつて狭いというふうなものを中心に従来考へておつたのでございまして、その他特別の事由がある場合というところで、たとえば九州地方におきまする被害、白アリ被害というふうなものについて、できるだけの考慮は従来もいたしておつたつもりでございまして、今後もちろんその点を含んで考慮して参りたいと思つております。

○加賀山之雄君 先ほどの御答弁を聞いておりました感じでしたこと、この四千五百点にするとどうの、五千点にするとどうのと言われましたが、文部省としてはどこまでやらなければならぬというふうに考えておりますか、その判定はついていないのですか。

○政府委員(小林行雄君) この耐力度調査は、実は文部省といたしまして日本建築学会等の応援を得ましてこしらえたものでございまして、かなり実用度が高いものというふうに考えているのでございまして、で、この五千点以下にするか四千五百点以下にするかというところにつきましては、一応文部省の技術の方の専門家の意見では、大体まあ五千点以下のものにするのが妥当じゃなからうかという意見を出しているのでもございまして、これはこの点は直ぐ国の財政ということにも響いて参りますので、大蔵当局とも今後また十分話し合ひをしなければならぬと考えております。たださしあつての配分の基準から申しますと、四千五百点にいたしましたけれども、それ以下の危険度の非常に高いものが現在でも相当ございまして、さしあつては四千五百にするか五千にするかというところは、必ずしもこの配分上は問題にならぬわけでございますけれども、一応文部省としては五千点以下のものを危険校舎とみなしたいという考えであります。

○加賀山之雄君 政務次官に伺いたいのだが、この予算折衝の根本になる国の財政の困難はわかりませんが、せっかく法律まで出して危険校舎改築促進といつて以上は、そこに大蔵省がどう考へてどうのというふうなことではなく、文部省として確たる、ここまではせひやらなければならぬのだというものをまず建てなければ問題はならないと思ひますが、その点政務次官はどういうふうに考へておりますか、政務次官に伺ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 法律が出てゐる、それで危険校舎について国が助

成をするということが出てくる。従つてその危険の度合いは客観的にきまるべきではないかという趣旨でお尋ねになつてゐる、かように考へております。法律の建前はまさにその通りだと思ひます。しかし沿革的に見まして、この危険校舎の改築に国が助成いたしました場合には、最初は予算措置をもつてやつた、法律ができてその危険度の度合いの測定は政令に委任されてゐる、政令を定めて今資料が整つて今年初めてこの点数制で予算を分けるという段階でございます。今のところは客観的に危険というものがどこで線を引くかということが、びつちりしたものがきまつてゐなくとも、今年の予算の助成は危険度の高いのが非常に多いから、それで十分そのものをさして間に合つていける、こういう意味で管理局長から御答弁申し上げておると考えます。私どもの方の全体の見通しとしては、大臣から経済再建六カ年計画とも結び合せてこうした教育財政上の問題を考へると、こういうことを言われております。そういう大きな見通しのもとに立つて、大体五千点というところでの法律が政令にまかしてあります。危険の度合いを測定して参ると、かように考へております。

○加賀山之雄君 私が生し上げたものは、お話を聞いてみると、いかにもあなたまかせのようで、先ほども今年二十億だからこの調子でいけば五年で解消するのだという調子であつて、大へんこういう法律が出てゐるのに、また今度は高等学校も追加しようというのに、あまりにそれでは政府として無定見過ぎるのじゃないか。つまり危険校舎と銘を打つてこれを早く解消

しようというのなら、その基準を数字的に五千点なら五千点と、はっきり立てて、そうしてそれに基く坪数を計算し、これを何年で絶対解消していくのだと、こういう方針で大蔵省と折衝して予算をとつてこなければならぬと思ふのです。ところが初年度は二十二万坪、次年度は十八万坪とれた、今年も二十億円だと、こういう調子では、いろいろ大蔵省なり、一兆円予算のもとで御困難は私わかりますが、それではあまりにあなたまかせ過ぎやしないのかというのを承わつてゐるわけなんです。

○政府委員(寺本廣作君) 管理局長から非常に内輪な答弁をいたしましたためにさような疑問をお持ちだと思ひますが、この点につきましても、予算案の席でも文部大臣から危険校舎小中学校分は五カ年くらいで解消して参りたいという文部大臣としての腹づもりを申し上げておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○加賀山之雄君 もう一つ伺ひたいのですが、次に出てくる不正授業の解消があり、一〇八坪なり〇・九坪なり、この問題があるということ、これは地方々々によつて危険校舎が片寄つてゐるところやいろいろあるだろうと思ふのですが、文部省としては一体どれを一番重点的に配分されようとするのか、この点を承わりたい。危険校舎というものをやはり一番最優先的に考へられるという方針であるか、それそれ予算は別に与るのだから両方まんべんなく五カ年くらいを目標を立ててやつていくという御見解なのか、その点を承わりたい。先ほども申

上げます通り、小中学校の危険校舎、それから高等学校の危険校舎の問題並びに今年始めます不正授業の解消に關しまする国の助成、いずれも最初から総合的な経済六カ年計画の中にきつちりかみ合はせて出てきたものではございせん。本年になりました大臣から特にこれは消費面ではあるが経済計画の中に織り込まなければならぬということで、今その問題を具体的に進めつつあるわけでございします。沿革的に申しますと、御承知の通り小中学校の危険校舎の改築助成が一番先に予算措置が講ぜられ、法律にもなつております。高等学校の危険校舎と義務教育諸学校の不正授業の解消に關する助成は本年度初めて出て参つたわけでございます。しかしどれに重点をおくかという話でございますが、沿革的に申しましても、先ほどから管理局長が申します通り、義務教育諸学校の危険校舎の改築というのが一番初めに

出て今日まで立法、予算措置でも国会の皆様方の御支持を得て推進してきております。高等学校分は今年初めて予算が出て、その予算の御審議をいただきまます際、これは将来相当繰く予算措置であるから、途中で消えてなくなつたり、来年度の予算折衝の際その年の予算の都合でこれが非常に削減されたりすることのないように、政府内部にはいろいろの意見はございしましたが、本年初めて頭を出したものであるから、将来計画的にこれを進めるために立法化したのだきたいということ、政府提案で法律の制定をお願いしてゐるわけでありまます。

また小中学校の不正授業の解消に關する問題は、不正授業解消に要する建築の坪数は比較的多くございませうが、非常に差し迫つた問題でありますので、これは年限としてはきつめて短い年限にいたしたいということで、大よそ三カ年くらいで不正授業の解消をいたしたいと、かように考へております。どれに重点をおいておるかというこのお尋ねでございますが、沿革的な意味もありまますし、これから将来の見通しとして軌道に乗せていきたという考へもございしますし、それから差し迫つた問題として應急的に解消したいという問題もございしますので、それぞれの事態に応じて予算を編成して参りたいと、かように考へております。

○加賀山之雄君 私も当然まあ危険校舎を最も急を要するものと考へておられるということとはもつともだと思ひます。私はあれもこれもということにはわかるし、また状況が校舎の問題は特

で、高等学校なんかはどう計算しても二十年以上三十年近くかかるということでは、これは法律に今度加えたとしても大へんなことになる。さうなことを心配するのです。これは小林さんにもう一つ伺ひたいのだが、先ほどコンクリートのお話が出ましたが、さつきの範疇に入つてこないような地方でコンクリートの建築にしたいという要望は地方的にもきわめて熾烈だと思ふのですが、しかし危険校舎ではあるけれどもコンクリートまではできないという場合に、地方でどうしてもコンクリートにするという場合の補助は、木造建築として建てる場合の三分の一ということ、これはできるわけですが、あとは地方の財源なり地方債でいくということも考へられることになりまますか、その点の一つ伺ひたい。

○政府委員(小林行雄君) であればコンクリートを、実際に建ててなる場合にはコンクリートの単価で予算をあげたいのでございしますが、そのワケが限られておりますので、そのワケに入つてこないという場合には、一応木造の改築費の方は認める、その認められた範囲内においてその市町村におかれて自力で財源をお出し下すつてお建てる分にはこれは差しつかえないということをやつております。

○加賀山之雄君 その場合に地方債がやはりそれだけ多くなるわけですが、その場合のたとえば斡旋とか世話とかいうことは、やはり文部省としてはそれは勝手にコンクリートにするのだからというので放つておかれるのか、あるいは地方債もそうなれば増発され

なければならぬと思うのです。ね。そこまで面倒をみられる御用意があるかどうか伺いたい。

○政府委員(小林行雄君) 普通の場合には、木造ということでは補助金が出ますと、それに伴う起債の方は補助事業分の方から一応木造という形で出るのが通例でございます。ただいまお尋ねのような場合はきわめて特殊の例でございますので、できるだけ文部省としても自治庁の方へかけ合つてみたいと思ひますが、しかしなかなか実は今のようなお話は困難ではなからうかと思つております。

○山田節男君 先ほど義務教育学校で百二十万坪、高等学校で三十万坪危険校舎があると、この危険校舎と見なすのは大体五千坪以上だといふのです。これは、文部省で実施調査して、その中で何%ぐらいあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 府県によつて多少違ひますけれども、実はこの耐力調査の結果につきまして、文部省が現在までに、実際に文部省の人間が参つて府県と立ち合ひの上でこの調査の適否について検査したのは、一府県大体十五ないし十八校程度でございます。

○山田節男君 それは何%ですか。たとえば坪数でもつて、百五十坪に対して実地査定が何%ですか。

○政府委員(小林行雄君) 現在はつきりした数字を持っておりませんので、あとで資料としてお出しし、お示しいたいと思ひます。

○山田節男君 今小林局長の御答弁を聞いても、大体危険校舎と見なすべきもののほとんどこれは八〇%というものは机上査定での危険校舎と見なして

おると見て差しつかえないのじやないかと思ひます。そこで、いわゆる危険校舎に對しましては、今言つたように、国庫の補助金を出しておられるわけですが、私は、先ほどいろいろお話がありましたが、実地査定というものが非常にパーセントが少なくて、その大部分は各府県、県のまあ教育委員会ですか、どこかにまかせるといふことは、これは非常な、これこそ危険じやないかと思ひます。ですからこの点は、どうですか、今の文部省の、たとえばあなたの管理局の方で実地査定をもう少し厳密にやるといふことは、現在の陣容ではできないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 文部省としては、この予算の許す範囲内、また現在の陣容の許す範囲内、まあできるだけやつて参りたいと思つております。ちよつと申し上げておきたいのは、この危険校舎に認定するおきには、かといふような問題になります。この四千五百点ないし五千五百点の間のボーダー・ラインになるようなものが非常に問題になるのであります。たとえば三千点二千点、あるいは七千点、八千点というところでは、それはほとんど問題になりませんので、そのボーダー・ラインに近いようなところをできるだけ重点をおいて戸数をふやして、実地調査をして参りたい、こ

ういふことで考えております。

○山田節男君 これですね、まあ決算の面から考えますと、たとえば二十六年度、七年度においても、文部省の会計検査院の批難事項の中に、やはり過大設計をしたり、危険度が少しもないの

に、いわゆる便乗といひますか、便乗工事をやつたり、これはいろいろの弊害が起きているわけですが、現在文部省は指摘されているわけですが、ですから危険度の査定はもとより、今年度も二十一億六千万の補助金を出す以上は、これは原則として実地査定をしなければいけない。ですから、そういう点から申しますと、私は今までのようなこの実地査定をもつと嚴重にやつてもらわなければいかんと思ひますが、そうしますと、いよいよ補助金を払う、まあ、竣工認定とそれから支出負担の責任者は、こういう危険校舎の、まあ再建築といひますが、そういう場合、それが支出負担行為になるんですか、こういう点はどうなんですか。

○政府委員(小林行雄君) 従来この危険校舎の補助金のみならず、公立文教施設の整備といふことにつきまして支出負担行為の責任者は文部省の管理局長といふことになっております。

○山田節男君 地方では県が委託を受けて工事をするのですか。

○政府委員(小林行雄君) 大体この危険校舎と認められるものの坪数によりまして予算のワケを各府県に配分するわけでございます。そのワケの配分を受けました府県は、その管下の市町村の実情によりまして、そのワケの範囲内でどの学校の改築をやるかということを決めて申請してやるのでございます。で、その県からの申請に對しまして、支出負担行為の担当官になるのが管理局長といふことになっております。

○山田節男君 先ほど来各委員からも義務教育の学校をコンクリート建築にすべしといふ意見が強いのですが、私

どもつともだと思ひます。それでそれについては先ほどこの都会の、それから立地条件によつてコンクリートにするといふことも考えられるので、その上になおかつ地方地域といふものを考えてみなければならぬ、たとえば寒冷積雪地帯、これは木造学校を作るといふことは時代錯誤であつて、世界どこへ行つてみても、ソ連は別ですけれども、北欧地帯は別として、おおよそこの学校が木造建築といふことは例外的な例外です。こういう国家の永久の施設を、しかもこの木材資源の少い日本において木造の学校を立てるといふことは、これはナンセンスであるのみならず、私の郷里の問題、たとえば中学を作つた場合、村の共有林をほとんど切つてなす足らない、さらによよから買つて建てたといふような例があつたのです。これは国家の資源から言つてもむだなことでは、今のような全体から言へば二〇%程度のものをコンクリートにするといふことは逆なことである。それにやはり危険校舎の財源といふことについては、文部省はただ文部省としてでなく、国家の資源という見地から考えなければいけません。ですからこれはむしろ逆にすべきものであると思ひます。国家百年の大計から言へば八〇%がコンクリートにして、二〇%はやむを得ない事情によつてはやるというぐらいいない計画は望ましいのじやないかと思ひます。先ほどどなたかからの御質問で、木造建築にするだけの補助金を与えるが、コンクリートにする場合はその差額は村でこれは負担するんだ、それについて市町村が起債をする場合については、これは何ら文部省として特

にこれに對して援助をすることはできない、こういうようなことをおっしゃつたように私は解するのですが、こういう政策は、やはり危険校舎といふものを解決するといふことは、国家経済から言へばこれは一そう経済的じやないか、いまだかつてそういうようなことをお考えになつたことはないんでしよう。

○政府委員(小林行雄君) 文部省といひましたもこの木材利用の合理化と申しますか、木材の使用をできるだけ節約をするといふことから申しまして、この学校の校舎につきましては、できるだけ鉄筋コンクリート構造にするといふことで、実は予算案の作成などもいたつたのでございすが、なかなか財政上のワケのことなどありまして、ことに危険校舎になりますと、この鉄筋コンクリートの方が単価が高いために、コンクリート造といふことで参りますと、改築の坪数が非常に減つてくるといふようなこともありますので、なかなか財政当局の認めるところに実はなつておらないのでございすが、お話の通りに、やはり国家百年の大計といふことから考えますと、やはり学校の校舎はできるだけコンクリート造にすべきであるといふふうに私も考へております。明年度以降の予算の獲得につきましては、できるだけこのコンクリート造の比率を高めたといふふうな考へます。

なお第二段のお尋ねでございすが、この起債のワケの制限で木材使用、木造の予算単価をもちつた場合に、コンクリートにする場合の起債はどうかといふお尋ねでございすが、まあ私もいたしましては、やはり

このコンクリート造ということでは、将来永久のことを考えます場合ももちろん必要でございますが、とにかく差し当って危険だということでおいでになる向きも相当ございますので、まあコンクリートの御希望のように、ワクが非常に多ければこれは問題ないのでございませうけれども、ワクの制限等もありまして、本年度なら本年度においては木材の単価が上げられないという場合にも、どうしても自分の町村としてはコンクリートにしたいという場合には、特別に自治庁等にも文部省からお話をいたして応援はしたいというふうを考えております。

○山田節男君 最後にこの二十八年度は北九州それから近畿、東北、北海道、これは異常な風水害があったわけですね。この風水害によって危険校舎も相当ふえた。それでたしかあはれは特別立法をしましたために文部省関係ももちろんあの特別法の適用を受けて政令も私は危険校舎に關しての政令が一部入っておるのじゃないかと思ひます。この百五十万坪の中で二十七年、八年度この大風水害によつてそれを直接の原因として危険校舎として認められるものが大抵どのくらいございませうか。百五十万坪の中で。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねのように、九州のような災害がよその地方に比べて比較的に多い、ことに風水害が多いという地帯では、危険度の進行というものはよその地帯に比べてやはり早いのではないかと思ひます。ただこの危険校舎の場合とは異なりまして、災害復旧の場合には別に実は予算のワクをこしらえておりまして、公立文教施設の災害復旧ということでは、それぞれ

の災害に伴つて年々予算を要求し、またそれに伴う事業を実施しているわけでございます。従つてこの災害を受けたものについては文教施設の災害復旧費の方で参りますので、危険校舎の方にそれだけ危険度の進行というものが直接このたとえば何々台風、何々風水害ということではこの危険校舎が九州地方にこれだけふえるというふうな数字は現在実は持つておらないのであります。

○堀末治君 先ほど来お話のあった百六十五万坪あるいは百二十万坪などという数字は全体の学校の坪数の何パーセントぐらいに當るのですか。

○政府委員(小林行雄君) 一応全体の数字との比較でございますが、百六十五万坪でございますと、大体八割程度、それから百二十万坪で参りますと、大体六割程度という数字でございます。

○堀末治君 そうして今年二十億をこれに向ける、そうしますというとなんぞ何坪ぐらゐこれで改築できるわけですか。

○政府委員(小林行雄君) 本年度の二十一億の予算で参りますと、大体二十万坪程度改築ができるということになっております。

○堀末治君 そうしますと、二十八年度は二十二万坪、二十九年度十八万坪、これは予算は何ぼずつつけられておりましたか。

○政府委員(小林行雄君) 国の補助金の額でございますが、二十八年度に二十二億でございますが、それから二十九年度に十九億、それから三十年、本年度は二十一億、大体三カ年の経過はこういうことでございます。

る補助率の問題についてお話があったのですが、今山田さんからお話があったのですが、北海道のような寒いところ、これは木造でやつておるのです。御承知の通り、火事の危険が非常に多いのです。寒いものですから、ストーブをつける、それから火事があるの、私の旭川市のごときもずいぶん学校を焼いて、そのために政府に頼んで賠償をもらうのですが、なかなかもらひにくいのです。それで、できれば鉄筋コンクリートでやつていた方がいいけれども、今日お話の通りなかなかその補助率が少い。あとの金は自力でやれ、自力は気持よく賠償に応じてくれるかという、なかなか応じてくれない、こういうことですから、私は全国一律にこういう補助率を考えないで、ああいうような寒冷地とこのところはどうか、暖房をせむとも必要とするところですから、木造では一つには燃料がよい、二つには非常に危険が多いのですから、そういうところは補助率を特に増して、要するに鉄筋コンクリートで建てますというふうなこともお考えになる方が、非常に国家の資源からいってものにからいって、非常に私に得だと思ふ。そういう点について何かお考えございませうか。もし何なら寺本政務次官でもけっこうです。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど来申しましたように、鉄筋コンクリートの配分につきましては、災害の比較的多いというところも一つのワクの配分の際の考慮の条件にいたしてあります。まあそういう面をワクを配分する際に、各府県にワクを配分する際に、ある程度考慮することはできると

思ひますが、全国一律になっております補助率をそのために積集地帯に特に高めるというものは、現在の法律上から申しましては困難ではなからうかと思つております。

○堀末治君 それは困難というけれども、あらゆるものに条件がついておる。承知の通り、寒冷地の給与でも石炭手当というものが出ておることはあつた方御承知の通りであります。これはりつぱに予算に載つておるのですから、そういうことに對する建物のことだから、私は何にも法律上面倒だといふことはないと思ひますが、これは政務次官いかかですか。

○政府委員(小林行雄君) この危険校舎改築促進臨時措置法の第三条に、経費の三分の一以内と実ははつきりうたつておりまして、それについての特例というふうなものはこの法律上は実は出て参りませんので、まあこの補助率の点はこの法律の規定しておる通りに、全国一律でやるということにし、しかし積集地帯では暖房あるいは燃料等の関係から火災が起きやすいというふうなことも考えまして、その各府県に鉄筋造の予算のワクを配分します際に、できるだけ考慮するといふふうな努力したいと思ひます。

○堀末治君 もう一べん逆戻りします。二十二億、十九億というふうな金が配分されますが、これはどういふふうにして配分しますか。各府県からの申込に依つて査定して配分するか、あるいは大体あなたの方の調査で、百六十五万坪なら百六十五万坪のあり方によつてそれをずつと按分して各府県に分けていますか。

うに、文部省では年々五月一日現在で公立学校施設の実態調査というものを各府県渡れなく実施いたしておるものであります。この実態調査の結果を基礎にいたしまして、府県からのいろいろな申請とかいふものを合せまして、その予算のワクを配分するということにいたして参りますので、従つて各府県から申請だけを基礎にしてやるのはございませう。実態調査並びにこの実態調査に基づく文部省に参ります各校舎の台帳というふうなものをにらみ合せて予算のワクの配分をすることにいたして参ります。

○堀末治君 先ほど吉田さんから予算分取のことについて熱意云々といふことが出ましたが、それに対して各府県の協力なり運動その他によつて配分の手心をするようなことはございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 実は私、先ほど吉田先生のお尋ねに回答申し上げようと思つたのでございませうが、熱意あるいは要望という言葉を実は使つたのであります。そう深い深刻な意味で申し上げたのではないのでございまして、熱意という言葉を誤解を生ずるならば、各府県の要求なりあるいは要望という言葉をいふことだと思ひます。いづれにいたしましても客観的な危険度の状態と、それからやはり各府県の教育に対する熱意というふうなものは財政上の条件もございまして、自分のところはやりたひのだけれどもやれないというふうな事柄も多少関連するかと思ひますが、改築に對してそれほど熱心でないというところも実はあると思ひます。そういうところから熱

配分をきめるようなことのないように

この頃盛んに鉄筋は建てられているの

確なる資料が出されております。また

は法務省関係あるいは郵政、電通、子

校舎の八〇％程度の老朽校舎があつたの

が今日では六〇程度に減っている。それも今後五カ年計画で解消するという大よそのめがたについて本年度の予算を組んであるような状況でございます。高等学校の校舎の問題は今年初めて頭を出した問題でありまして、まだこの問題については義務教育諸学校のような改築を要するものの正確な統計もできていないというような状況でありまして、しかしながら本年予算が入った機会にこれをまあ矢嶋さんもお認めいただきまして通りこれを恒久的な立法にして大蔵省の予算査定の際にさじかげんによつて明年度以降これが縮小されたり、消えてなくなるようなことのないように法律の足がかりを作つておこうということと今日計画を進めて参つておるわけであります。また差し迫つておるこの二部授業、三部授業の解消のためにも、これを三カ年間で解消するという計画のもとに本法律案を出して御審議を願つたわけであります。義務教育施設並びに高等学校の施設についての復旧は、おくれはせながら私どもは緒についたものと、かように考えます。明年度予算の編成に當つては、本年おそろくこの国会を通していただけたものと思ひますが、御審議をいただきましたこれらの法律を足場にして教育施設の復旧の促進に必要な予算を確保したいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 次の質問は政務次官の答弁はいいません。次の機会に政務次官からお伝えいだいて文部大臣からお答えを願ひたいと思ひます。これは私は官庁營繕は省によつて非常にアンバランスがあるということを私は感じている。あなたは、かつて労働省の事務次官であつたが、労働省の出先機関云々というあなたの言葉の通りだと私は認めます。非常に日本国の出先機関であつて省によつてアンバランスがあるということを見分けておられます。さらに自衛隊も私は数カ所見ましたけれども、少くとも今の憲法は文化憲法です。それから、自衛隊の最近の施設というのはとてもそれは七十二ある国立大学の施設の比ではない、すばらしい施設を持つてゐる。しかもそれがきつめて短期間にできる。数が多いにしても国権の最高機関で法律をもつて設けた国立大学の施設というものが何年たつても戦災復旧すら完了しないと、こういう事態は私はすいぶん根本においては大きいことを言うようだけれども、果して今の立法院においてもあるいは行政府においても忠実にその憲法に則して仕事をやつてゐるものと認められるかという点について静かに振り返るときに私は疑問なきを得ないわけですから、従つて国務大臣としての松村さんに次の機会にこの点についての答弁をしていただきたいと思ひますので、政務次官からお伝えおきを願ひたいと思ひます。

次に伺ひたい点は、現在地方財政が非常に窮乏してありますが、最近急速に現われてきた傾向は高等学校の増築、改築、それらを抑制しようというのが最近開かれた各都道府県の議会の予算審議に明確に現れてきたのです。これは私は高等学校教育の振興のためにゆゆしい事態だと思つてゐる。確かに私も皆さんと同様に現在の地方財政が非常に窮乏している重大な段階にあるということを確認します。しかし、これは高等学校のすでに計画しておつた建築を中止するとか、そういう形で予算審議の場合に、はつきりと現われてきつてあります。これをいかにうにお考えになり、いかに善処されようとするのかということが一つと、それからこれは直接この法案と関係ありませんが、先ほどの質問と関連があるのでありますが、それは市町村が非常に合併した、その合併のときの条件というものに学校の建築、特に中学校の建築というものがよくあるのです。そういう機関を通じて合併市町村の融和をはからうというものがそれぞれ市長あるいは議会の一つの政策であるように思つてゐる。ところが国権の最高機関の意思によつて市町村の合併を推進させた、ところがその合併市町村の学校建築については与えられた予算の枠内において管理局の方で相当の配慮をもつて行政に携つておられるようです。その努力を多としますが、予算措置その他についてきつめて十分で、特に地方公共団体をかばつていかなければならぬ地方自治庁におけるところのこれらに対する起債に対する態度というものは冷淡きわまると思つてゐる。これらの問題については政務次官として私は見解も持ち、また努力される余地はありますが、この地方財政と高等学校の建築問題さらに市町村合併と学校建築に対するところの助成、こういう角度から政務次官の御所見を承りたい。

○政府委員(寺本廣作君) 地方財政が非常に窮乏した府県において、高等学校の建築に関する予算を削減しつゝある、それをどう思ふかという問題でございますが、根本的にはやはり地方財政の再建促進をするよりほかに方法がない問題じゃないかと、かように考えます。もちろん地元のある都道府県教育委員会としては、教育予算の確保について全力をあげておられることであると思ひますし、教育委員会と知事との関係では、予算の原案送付権その他を活用して、そういう予算の確保に努めておられると思ひますが、それにもかかわらずさうな事態が起つてつとあるというところは、やはり地方財政全体が非常に今日窮乏しておつて、小中学校であれば義務教育の關係で、国からいろいろの助成もあり、負担金もいくつある関係で、そういう予算には比較的府県で手がつけにくく、勢ひ高等学校のほうに手がついてくるという実情であらうと考えます。

新設の問題は、県財政全体の問題とからみ合わなければ解決困難な問題ではないかと思ひますが、新設の問題と離れて改築問題その他になれば、今度のこのいう予算で呼び水にもなることとありますので、そういう事態の改善に、この法律が通り、明年度予算がさらに確保されればお役に立つことと考えております。

また町村合併の問題については、御承知の通り町村合併をするからということで、特別の補助金が義務教育学校の建築について規定されているわけのものではないと思ひます。町村合併以前に、すでに六三制の問題として中学校舎の建築の終つておるところもございまして、また老朽校舎、危険校舎として改築が進められておるところもあると思ひます。ただ町村合併がこれから行われます場合には町村合併の条件として、そういう老朽校舎の改築その他が計画せられております場合

合には、既存の私どものあつております法律の運営でそういう事態に対処し得る場合も多からう、あり得ると考えます。ただ町村合併促進法には、御承知のようにこういう事態のため特別の配慮が行われておらんのであけでありまして、大きな政策でもありませんし、私どもがおあずかりしてゐる法律を運営していきまふ場合には、その辺の事情は考慮の上に予算の執行に當つていきたいと思ひております。

○矢嶋三義君 この点要望しておきますが、政府部内において地方財政計画等を立てる場合においても、その数字を積み上げるときに、やはり町村合併に対してはめんどろを見てやるというような氣持で、政府部内のそういう計画を立てるときに意を配つてもらいたい、こういうことを要望しておきます。

それからさらにあなたに一つ伺つておきますが、いづれ地方財政再建促進特別措置法、これが国会で通るか通らんかはともかくとして、かりに通つた場合に、将来は再建計画というものについて文部省も協議にあずかるであらうが、自治庁の影響というものは相当大きくなつてくるわけでありまして、そういう際、私はこういう建築が抑制されていくというような傾向について、できるだけそういう事態が起らないように、文部当局としては適度に積極的な意見を開陳していくべく努力されるものだと思いますが、そういう御用意はございませうか。

○政府委員(寺本廣作君) 再建整備計画が自治庁長官の手に参りました場合、その計画の認可に當つて文部大臣が事前に協議を受ける、その協議内容

については、どういふ場合に協議を受け、どういふふうに進めるかということについては、文部省と自治庁でまだ交渉中でございます。御趣旨のような方針で、私どもとしてはあらゆる再建計画について、事教育に関するものが再建計画の対象になっている以上は、協議を受けるように自治庁と折衝するつもりであります。

○矢嶋三義君 最後にもう一点伺います。それは予算関係でございますが、昭和三十年度の約二十億六千万円の内訳は、高等学校の老朽校舎は一億とわけて承わっておりますが、本日質疑を行われたかとも存じますが、私はおそく参りましたので、そうでないかどうかということをおためて伺うことと、衆議院において、自民によつてこの予算案が修正されたわけですが、そうして危険校舎関係一億が追加されました。その一億の内訳の中に、本法案に關係あるところの高等学校の老朽校舎分というものは幾らとされておられるのか、簡単によろしく伺ひたい。

○政府委員(小林行雄君) 三十年度の政府の当初予算案は、危険校舎全体として二十億六千八百万円でございます。そのうち義務制分が十九億八千四百万円、それから高等学校分が八千四百万円、こういう数字であつたわけでございますが、その後御承知のような国会の修正がございまして、この全体のワケに一億の追加があつたわけでございます。その内訳は義務制の分が三千四百九十万円、それから高等学校分が六千五百万円、で、結局当初の案に合わせますと、義務制の分が二十億一千八百万円、それから高等学校の方が一億五

千万、合わせて二十一億六千八百万円、これは義務制と高等学校を合わせた数字でございますが、二十一億六千八百万円、こういうことに現在なつております。

○矢嶋三義君 私はここにかつてもらした資料に、あなたの答弁を書いてあるのですが、それには二十億六千八百万円の中で高等学校は一億円と、予算案が出た後に説明されたのを私ここに書いてあるのですが、八千四百万円とは、どういふわけであつたときに一億と御説明なさつておられるのですか。

○政府委員(小林行雄君) この危険校舎の内訳分、危険校舎の全体のワケの二十億六千八百万円を義務制と高等学校に、どういふふうに分けるかということにつきましましては、文部省にもいろいろ議論がございまして、確かに高等学校一億という線のとときも突はあつたかと思ひますが、最終的にこの政府予算として決定しましたのは、ただいま申し上げましたように義務制の方が十九億八千四百万円、高等学校分が八千四百万円、こういうことになつております。

○矢嶋三義君 私はそれをどういふ動かし方というのじゃないのだけれども、この国会が始まつて予算案が出た際にここで伺ひしたときに、一億と説明されたように、私はここにちゃんと記録してあるのですが、その前なら承でできるけれども、予算案が出て審議段階に入つて、ここで説明を受けたときに一億とあつて、あとで變つたあつては、ちよつと問題になる、私も速記を調べますが、あなたの方も速記を調べていただきたいと思ひます。そこで結論としては、本年度の高等学校

校の老朽校舎の事業量というものは、予算面からいへば約五億、こういうふうになりました。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のようになつておられますので、事業の実施量としてはたゞだいまお話のあつたような程度で……。

○矢嶋三義君 時間が大變なつたようでございますが、他に質問もございしますが、私は本日はこの程度で質問を打ち切ります。

○委員(佐藤順造君) 本件に関する質疑は本日はこの程度とすることに御異議ございませんか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

二法案につき各委員間においてできるだけ歩み寄りをはからんと努力した結果、第四案を除いて一致点を見出した点はこれをまとめ、第四案の相違点についてはそのまゝあげて、第一案と第二案とを法制局において用意するように取り計らいましたが、その案文ができましたのでこれをお手元にお届けいたします。

この二案について法制局よりの説明を求める前に一点だけ正確を期したいことがありますのでお諮りいたします。すなわち第一案、第二案共通の第二案の学校の範圍に、養護学校を加えるかどうかの点であります。この点は明確を欠いておりましたので、この際お諮りいたします。

○荒木正三郎君 この養護学校を入れる問題については、私はおそくどなたも異議がないと思つたのです。ですからお諮りを願つて決定をしていただきたい、かように考えます。

○委員(佐藤順造君) 養護学校を入れることについて御意見がございしましたら、可否について御発言を願ひます。

ただいま荒木委員から養護学校を加えることについて御提案がございしましたが、御異議ございませんか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないものと認めます。

○荒木正三郎君 私は第四案の問題について、昨日の懇談会においては意見の一致を見なかつたわけですが、しかし今朝来各委員の御努力によりまして、第四案の問題について意見の一致を見る段階に至つておると思つたのです。そういう意味において、私はこの際木村委員の御発言を願うことが適當ではないかというふうと考えておるわけ

です。

○木村守江君 かねてこの問題につきまして提出しておりました私以下数名の提案にかかる法律案の第四案の問題ですが、この四案の問題点になりました学校教育の正常な実施をはかるためにというように修正することを認めますので、かねて私共が提案いたしました法律案は、この際撤回いたしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 なお両派社会党から提案されている法案についても、私はこの際両派委員から御発言を願うのが適當でないかと思つたのです。

○高田なほ子君 かねてから本問題については参議院文教委員あつて超党派的に格段なる御努力を賜りまして、私どももいたしましては、まことに感激に余りあるものがございします。特に第四案の問題に對しましては、過般衆多數の御討議の結果、よりよい方向に超黨一致いたしました解決の方向をたどつておられましたこと、また今日そのした結果をここに前提として御審議いただくことについて、まことに感謝にたえないわけでありまして、発議者の一名といたしまして皆様方に心からなる御協力の点を感謝いたします。ととも

に、私どもも出しました社会党案がここに一応形を変えてはおりますもの

の、その趣旨が丁重に取り扱っていた
だけ、こういうようなことで私は特
に木村議員初め自由党並びに皆様の
御努力に丁重なおいさつを述べて発
議者としてのあいさつを終りたいと
思います。こうした意味合いにおきま
して、私もこの際撤回いたします。
案なるものをこの際撤回いたします。

○矢嶋三義君 議事進行について。先
刻木村並びに高田両委員の提案によ
って本委員会に先般来かかっておりま
した両法律案をそれぞれ撤回すること
の意思表明がございました。なお先日
来各会派でいろいろ討議をした結果、
最大公約数が得られて新たにそれら
を内容とするところの法律案を提出す
る用意のある意思表明が木村委員から
ございました。従って本委員会は今後
運営に当って次の段取りをとられるこ
とを提案いたします。すなわち先ほ
どそれぞれの方から意思表明があり
ましたようにすみやかに現在提出され
た法律案の撤回の事務を進められると
同時に、新たに法律案の提案の手續を
進められ、議長から本日直ちに本委
員会へ付託していただいて、本日引続
きやがて提出されるであろう新法律案
についての審議を継続されるよう、従
ってその事務手續に要する暫時の間
本委員会を休憩されるよう提案をいた
します。

○委員長(笹森順造君) ただいま矢嶋
君から御提案がありました。特に木
村君の名が明示されておりますので、
木村君の、この矢嶋君の発言に対する
意思の表示を求めます。

○木村守江君 先ほど申し上げました
ように、かねて私が女子教育職員の産
前産後の休暇に関する法律案を提出し

ておきましたが、それにつきまして本
委員会においては委員諸君が慎重審議
されまして、発案者である私のものの気
付かない点に気付かれましていろいろ
御高見を賜りまして、その御高見を
取り入れまして新たに女子教育職員の
産前産後の休暇中における学校教育の
正常な実施の確保に関する法律案を提
出したと存じまして、ただいま
やっておりますところであります。

○委員長(笹森順造君) ただいま矢嶋
君の御発言、木村君の御発言がござい
ましたが、これについてどなたか御発
言のある方はお述べを願います。

○委員長(笹森順造君) それではただ
いま産休二法案の提出者である木村、
高田両委員よりそれぞれ撤回の申し出
がありまして、これを許可することに
御異議ございませんか。

○委員長(笹森順造君) 御異議なけれ
ばさよう決定いたします。次に矢嶋君
より議事進行の発言がありました。が、
そのようにとりはこんで御異議ござい
ませんか。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと
認めます。
ちよつと速記をとめて。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

○委員長(笹森順造君) 速記を始め
て。

これより女子教育職員の産前産後の
休暇中における学校教育の正常な実施
の確保に関する法律案を議題といたし
ます。

○木村守江君 ただいま議題となりま
した女子教育職員の産前産後の休暇中
における学校教育の正常な実施の確保
に関する法律案につきまして、その提
案理由並びに内容の主な点を御説明
申し上げます。

今日国立、公立の高等学校以下の教
育を担当しております教育職員は約
六十三万人を数えますが、そのうち女
教師の数は実に二十一万六千人であ
り、これらのうち、年々出産する人々
は相当数に上るわけでありまして、
これら女教師の産前産後の休暇につ
いては、現在労働基準法第六十五条に
おいて、十二週間の休暇を取り得るこ
とになっております。これは、母体、胎
児の健康並びに嬰兒の生育上、重要な
規定でありまして、婦人の保護に関す
る条約である母性保護条約においても
認めているところであります。

しかるに、これら女教師の休暇の実
態は、十二週に満たない者が相当数に
上っており、六乃至七週の休暇は珍ら
しくない有様であります。これに比し
て、昭和二十八年年度の一般事業場にお
ける婦人労働者の産前産後の休暇状況
を労働省発表の資料についてみます
と、産前休暇日数は平均三二・六日、
産後休暇日数は平均四三・六日で合計
いたしますと七六・二日、約十一週とな
っております。従って、これに関する
労働基準法違反件数もきわめて少く、
昭和二十九年年度においては十九件であ
り、昭和二十四年度の八十五件を頂点
として、逐次減少している状況であり
ます。

思うに、これら両者の休暇日数の基
だしい差異は、教育職員の職場の特殊
性に基づくものと考えられます。

即ち、第一に、女教師が休暇を取る
場合に、他の事業場と異つて適当なか
わりをする職員が直ちに得難いこと、
第二に、教育という仕事は一日も放置
できない特殊性を持つものである関係
上、当該教師は、合併授業、自習等の
措置をできるだけ避けるように努める
こと、第三に、地方公務員である教育
職員の場合、労働基準監督官の職務
は、人事委員会若しくは地方公共団体の
長が行うことになっており、第四に、
地方財政の一般の窮乏が、女教師の
休暇のための補助教師を充分に採用
する余裕がないこと等に基づくものと
推察されます。然し、かような事態を
このままに放置しておくことは、女教
師の母体、胎児を保護する立場からま
ことに遺憾であり、さらには教育の正
常な実施の遂行が甚だあやぶまれるの
であります。

この点に関し、国及び地方公共団体
に対して、高等学校以下の学校教育の
正常な実施についての必要な財政的措
置を講ずるよう努めさせるとともに、
女教師の産前産後の休暇をとる場合に
おいて、その休暇中、当該学校の教育
職員の職務を行わせるため教育職員の
臨時的任用に關し、規定を設ける等、
教育の正常な実施の推進を期して、こ
こに本法案を提出いたしました次第であ
ります。

次に本法案の内容のおもなる点につ
いて御説明申し上げます。

まず第一点は、この法律における「学
校」とは、小学校・中学校・高等学校・
盲学校・聾学校及び養護学校であるこ
と、「教育職員」とは、校長・教諭・
養護教諭・助教諭・養護助教諭・常勤
の講師及び寮母ということと明らかに
定義いたしました。

第二点としては、国及び地方公共団
体の任務といたしまして、国立又は公
立の学校に勤務する女子教育職員が産
前産後の休暇をとる場合において、当
該学校における学校教育の正常な実施
を確保するため、必要な財政的措置を
講ずるよう努めねばならぬという規定
を掲げました。

第三点の規定は、国立又は公立の学
校において女子教育職員が産前産後の
休暇をとる場合、任命権者はその休暇
中において、学校教育の正常な実施が
困難となると認める期間を任用の期間
として、臨時的に教職員を任用しな
ければならないことについていたしてい
ます。

なお、都道府県が給与負担をいたし
ます市町村立の学校におきましては、
臨時的任用についての期間の認定は市
町村教育委員会と都道府県教育委員会
とが協議して行うということとしてい
たしております。

第四点といたしましては、臨時任用
をされた教育職員は、市町村立学校職
員給与負担法第三条に規定する都道府
県定数条例による定員の枠外にすること
を明らかにいたしました。これは認定
定数があつた場合、必ず任用するという
建前から一応定数の枠をはずしたの
でございまして、なお関係法令につきま
して所要の改正を加え、施行期日は昭

和三十年七月二十一日【参議院】

午後五時四十八分開会

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を再開いたします。

午後三時四十九分休憩

午後五時四十八分開会

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を再開いたします。

午後五時四十八分開会

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を再開いたします。

午後五時四十八分開会

一、西藏大藏經複製刊行費国库助成
に關する請願（第一五二六号）

第一五二六号 昭和三十年七月八日受理

西蔵大蔵経複製刊行費国庫助成に関する請願

請願者 東京都文京区護国寺境内月光院世界聖典刊行協会内 鈴木大拙

紹介議員 高橋 道男君

世界聖典刊行協会は、世界の學術文化に貢獻し世界平和を企圖する趣旨に基き、さきに望月博士の仏教大辭典全八巻の刊行に着手し、既に五巻を發行しているが、今回はさらに希有の大宝典西蔵大蔵經の世界最初の複製刊行の一大事業を企圖し、著々これが準備を進めているが、これに要する経費は極めて多額にのぼる見込みであるから、本事業の學術文化に及ぼす世界的意義を認識せられ、刊行達成のために強力な国庫助成の措置を講ぜられたいとの請願。

七月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案（木村守江君外六名発議）

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において

昭和三十年七月二十七日印刷

て、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員の臨時的任用に關し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び養母をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国又は地方公共団体は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合における当該学校の学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない。

（国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用）

第四条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が権限のある者の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該学校における学校教育の正常な実施を図るために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

（目的）

昭和三十年七月二十八日発行

2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

第一条又は第二条に規定する職員（特別区立の学校の職員を除く。）である教育職員の前項の規定による臨時任用については、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず、任命権者たる市町村の教育委員会（市町村の教育委員会）の教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して決定する。

（適用除外）

第五条 前条第一項の規定による臨時任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十二号）第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十二條第三項から第五項までの規定は適用しない。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第三條中「職員」の下に「（女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。）」を加える。

3 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「職員」の下に「（女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十

十年法律第百七十七号）第四條第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「採用」の下に「（臨時任用を含む。）以下この条において同じ。」を加える。

5 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及び休職者」を、休職者及び女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百七十七号）第四條第一項の規定により臨時的に任用される者」に改める。

本目左の議案は撤回された。

一、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案（高田なほ子君外六名発議）

一、女子教育職員の前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案（木村守江君外五名発議）

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局